重要事項説明書

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

利用者：　　様

事業者：指定福祉用具貸与事業所　安信

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

〔令和８年４月 １日現在〕

１　当事業所が貸与する福祉用具についての相談・苦情などの窓口

指定福祉用具貸与事業所　安信　　TEL：(089) 941-1199　ｆａｘ：(089) 941-7888

管理責任者　太田　匡洋

※　ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２

（1）　事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定福祉用具貸与事業所　安信
事業所番号	3870110073
所在地	松山市桑原３丁目 1-47
サービスを提供する地域	松山市・伊予市・東温市・松前町

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）　営業時間

月　～　金　祝日	午前８：30～午後 17：30

（3）　職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼専門相談員	福祉用具専門相談員	１名	名	１名
専門相談員	福祉用具専門相談員	１名	名	１名

福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早　朝 6：00～8：30	通常時間帯 8 ：30～17：30	夜　間 17：30～22：00
平日・土	△	○	△
祝日	×	○	×

※　日曜日は搬入・搬出できません。

※　搬入・搬出には料金はかかりません。

※　お客様の希望の日付及び時間が指定できます。
　　上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

※　上記「×」の時間帯につきましては搬入・搬出はできません。

3　利用料金

（1）利用料

〔福祉用具貸与料金表〕

種目	品名	販売料金
腰掛便座	商品カタログに明記	商品カタログに明記
入浴補助用具	〃	〃
特殊尿器	〃	〃
簡易浴槽	〃	〃
移動用リフトのつり具	〃	〃

（2） 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

（3） 料金の支払い方法

【受領委任払い】

「受領委任払い」は、利用者が、費用の自己負担分（1割分または2割分）のみを事業者に支払い、保険給付される（8割または9割分）は、保険者から利用者が受領に関する委任を受けた事業者に直接支払います。

【償還払い】

利用者が、いったん費用の全額（10割分）を事業者に支払い、その後、保険者に申請して自己負担分（1割分）を除く保険給付分（8割分または9割分）の支給を受けます。

4　サービスの提供にあたって

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

② 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

5　福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

③ 利用者又は、そのご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

④ 利用者又は、そのご家族からの金銭、物品、飲食の授受

⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑥ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除など）

⑦ 医療行為

⑧ その他利用者又は、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6　事故発生時等緊急の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7　福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

8　緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

9　サービス内容に関する苦情

（1）　お客様相談・苦情窓口

担当　　太田　匡洋　　電話　　(089) 941-1199

（2）　その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会	０８９－９６８－８８００
松山市役所保健福祉部指導監査課	０８９－９４８－６９６８
伊予市役所市民福祉部長寿介護課	０８９－９８２－１１１１
東温市役所市民福祉部保険年金課	０８９－９６４－４４０８

松前町保健福祉部保険課介護保険係	０８９－９８５－４１１５
砥部町役場介護福祉課介護保険係	０８９－９６２－７２５５

１０　当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年１回以上実施すること。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

１１　当事業所は身体拘束の適正化の為、次に掲げる措置を講じるものとする。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、および身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

１２　事業継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

１３　衛星管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や、訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

事業者

松山市桑原３丁目 1-47

株式会社　　安信

代表取締役　　宮本　礼次郎　　印

事業所

松山市桑原３丁目 1-47

指定福祉用具貸与事業所　安信　（事業所番号 3870110073）

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代行者：私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行事由：

署名代行者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿